

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 19日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒113-0034

住 所 東京都文京区湯島2-2-2JS令和ビル

氏 名 日本総合住生活株式会社 関東支社

執行役員支社長 小野寺 勇喜

電話番号 03-6803-3600

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本総合住生活株式会社 千葉西支店
事業場の所在地	千葉県習志野市津田沼5-12-4 習志野クレスト4階
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	D06－総合工事業
② 事業の規模	76億6戦万円
③ 従業員数	92名（正社員53名 常勤関係職員39名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら
	排出量	109.592 t	319.37 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・住戸内改修工事では撤去物のうち再利用が可能なもの（畳、流し等）は極力再利用となるよう発注者に対しては仕様変更の提案等を行うよう努めている。 ・屋外環境整備工事においては、コンクリート通路やアスファルト道路等の改修工事撤去を伴う打替え工事から撤去不要のオーバーレイ工事への仕様変更を機会あるごとに発注者へ提案し協議の上、作業を進める等、積極的な発生抑制に取り組んでいる。 ・分譲工事その他民間から発注する工事については、営業段階から産業廃棄物の発生抑制につながる工法等を選択の上、顧客の理解を得ながら工事全体の枠組みを決めている。 		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら
	排出量	104.11 t	303.4 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・当社はUR都市機構の賃貸・分譲住宅における建物全般の改修及び補修工事や屋外の環境整備工事等を主に受注しており、その他にも民間分譲マンション等で同様の補修工事を行っている。工事内容は、建築・機械・電気・土木造園と居住環境に係わる全ての物が対象となり、現場から排出される産業廃棄物の種類も多岐にわたっている。 ・顧客ニーズの変遷（ライフスタイルの多様化）や社会情勢の変化（顕在化する少子高齢化）等に影響されやすい事業であるが、その事業活動を通じて循環型社会の構築に少しでも貢献できるよう、あらゆる環境に対する配慮を怠ることなく産業廃棄物の発生抑制・再資源化に全社一丸となって取り組んでいきたい。 		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・各工事現場から排出される発生材のうち、有価物（金属類、段ボール、紙くず等）の徹底した分別を行うよう教育・指導している。 ・建設現場にて粗分別を行い、その後自社保管場へ移送。保管場には種類毎のコンテナを設置、保管場管理人が管理、廃棄物委託の手配、マニフェスト発行を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じ、これまで以上に産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（再資源化）に取り組むとともに排出段階における混合廃棄物量の削減に積極的に取り組んでいく。 ・現場環境等の事情により止む無く混廃となる場合であっても収集・運搬及び中間・最終処分業者等との連携により、徹底した分別による再資源化率の向上を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら
	全処理委託量	109.592 t	319.37 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.592 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	109.592 t	205 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・当社で構築したオンラインの産廃管理システム（JWNTと連携）により、産業廃棄物の適正管理（マニフェストの発行・登録・品目ごとの処分量分析・集計等）を実施している。 ・当社に登録された収集・運搬及び処分業者は100%電子マニフェストに加入している。 ・産業廃棄物の適正な処理状況を確認するため新規登録される中間・最終処理施設については登録前に現地及び営業状況の確認を行い既存施設については毎年1回現地確認を行うこととしている。 ・事業活動を通じた資源環境型社会・低炭素社会の実現に向けて、統合ISO産業廃棄物管理実施手順書にもとづき全ての事業活動、製品及びサービスに適用し効率的に運用している。		

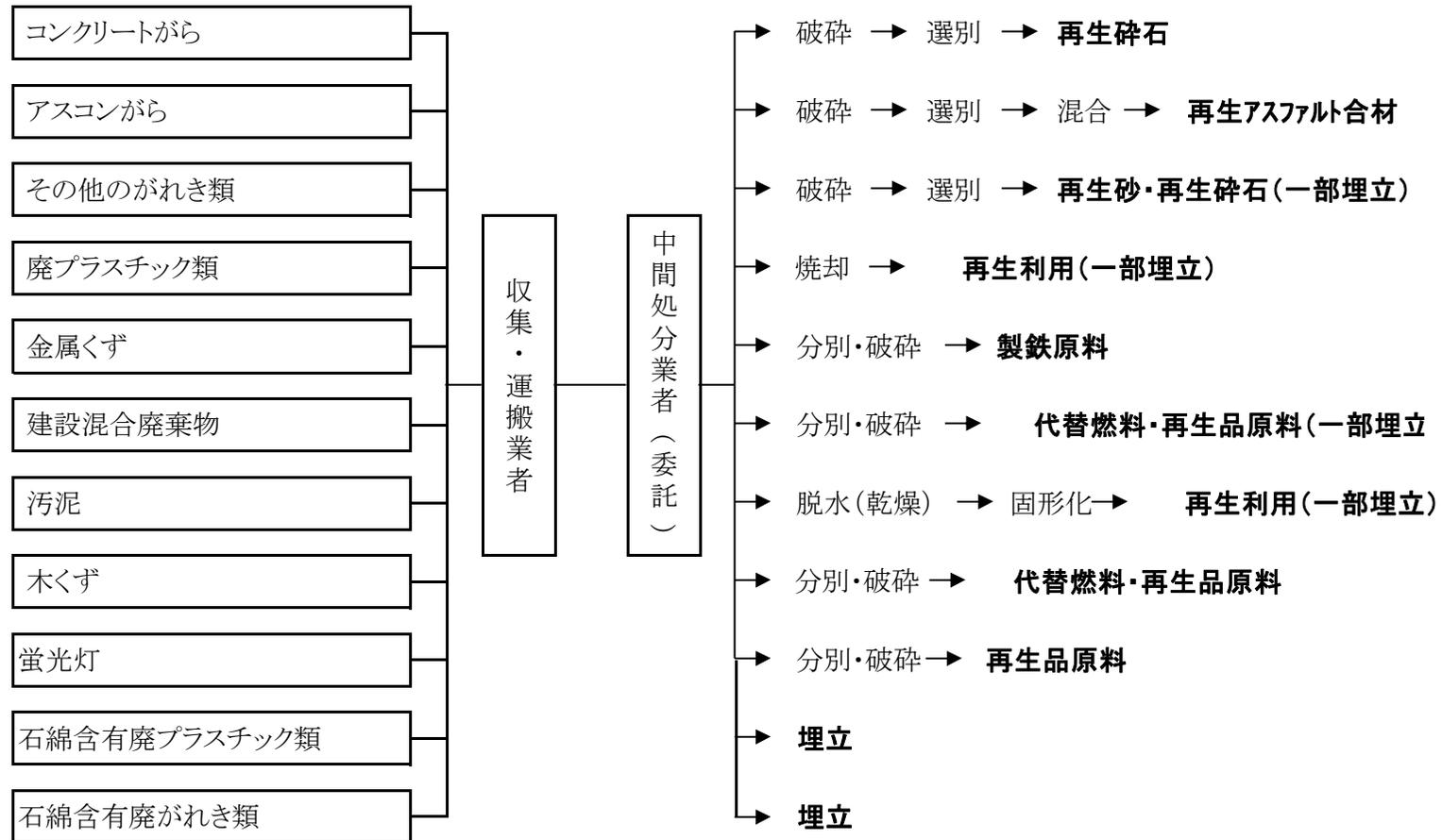
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら
	全処理委託量	104.11 t	303.4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.56 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	104.11 t	194.75 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連事業者及び自社従業員に対し断続して産業廃棄物の適正な処理に対する情報提供（指導・教育）を行い関係法令の遵守、適正な契約及び事務処理、統合ISOに定める環境方針の周知等排出事業者としての責務を的確に履行していく。 ・ 産業廃棄物の処理の委託に関する具体的な取り組みは以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ① 処理委託業者の登録資格審査（年1回） ② 中間・最終処分業者の施設現地調査 ③ 委託する産業廃棄物の品目別処理方法・処分実績の確認（毎月） ④ 各事業場における産業廃棄物の発生抑制及び排出時における分別の徹底 ⑤ 中間処理施設以降における再資源化率向上の指導及び実態の確認 			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程



関東支社 安全品質・産廃処理適正化推進委員会

委員長（支社長）

副委員長（副支社長）

副委員長（副支社長）

総務部長

営業部長

営業部
技術担当部長

業務部長

工事部長

工事部
設備担当部長

千葉西支店長

千葉北支店長

千葉支店長

浦和支店長

東埼玉支店長

西埼玉支店長

安全品質・産廃処理適正化推進部会

座長
安全品質管理部

総務部
総務課長

営業部
技術営業課課長

業務部
業務推進課長

工事部次長
(計画課事務取扱)

工事部
計画課長

工事部
工事課長

工事部
設備課長

工事部次長
(環境整備課事務取扱)

工事部
設計課長

千葉西支店
工事課長

千葉北支店
工事課長

千葉支店
工事課長

浦和支店
工事課長

東埼玉支店
工事課長

西埼玉支店
工事課長

事務局 安全品質管理部

(事務局長)

事務局

事務局